

厚真町津波防災地域づくり推進計画

【別冊資料】

令和8年8月



厚真町津波防災地域づくり推進計画

重点施策

計画本編第4章第2節で示した基本方針別の取組方針のうち、第6章第3節に示す重点施策として進める取組の状況を示します。避難困難地域解消のための浜厚真地区の津波避難施設整備を進め、避難路の整備、津波避難誘導看板の整備、津波避難に係る情報伝達手段の整備などに取組みます。

■ソフト対策

- 【避難誘導サインの充実】
- 【多様な主体に対する複数伝達手段の構築】
- 【津波避難カルテ（仮称）の作成・活用】
- 【住民以外の避難者の受入】
- 【地域防災支援員の設置】

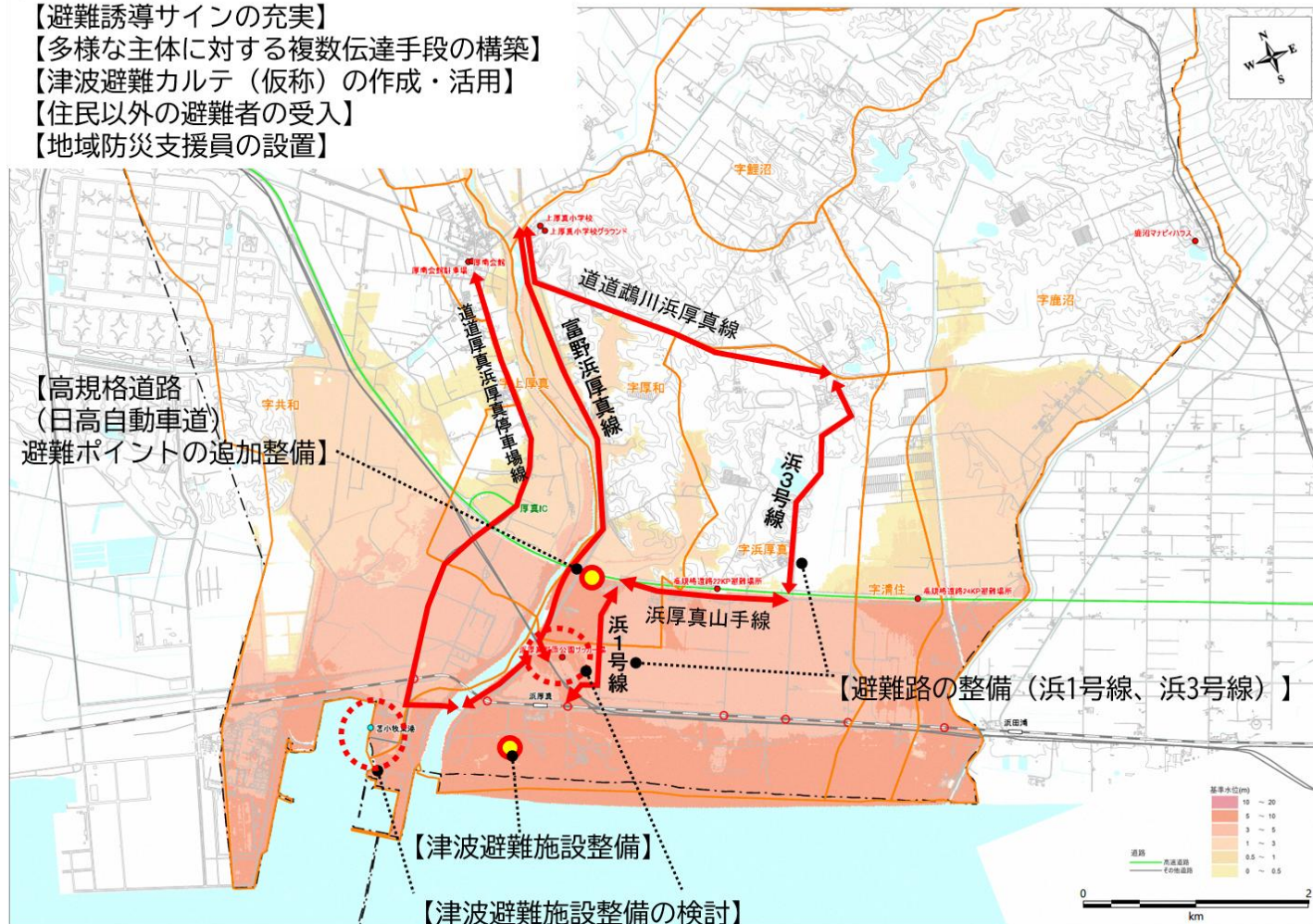


図 重点施策

目次

I 円滑な避難の確保

1 避難場所、避難所の確保

1) 津波避難施設の整備

○避難困難地域解消のための津波避難施設整備

2) 指定緊急避難場所の整備

○高規格道路避難ポイントの追加整備

2 避難路、避難経路の確保

1) 避難路の整備

○浜1号線、浜3号線の整備

3 災害時の情報伝達の充実

1) 避難誘導サインの充実

2) 情報伝達手段の整備

○多様な主体に対する複数伝達手段の構築

3) 津波避難情報の周知・活用体制の構築

○津波避難カルテ（仮称）の作成・活用

4 要配慮者等避難に支援が必要な住民への対応

3) 広域避難などの多様な避難者への対応

○住民以外の避難者の受入

Ⅲ 津波への備え

2 自主防災組織等地域防災の担い手の育成

2) 地域防災人材の育成

○地域防災支援員の設置

I 円滑な避難の確保

1 避難場所、避難所の確保

1) 津波避難施設の整備

○避難困難地域解消のための津波避難施設整備

【浜厚真地区津波避難施設の整備】

- ・ JR日高本線以南に居住する住民や、浜厚真海岸の利用者を対象として津波避難施設を整備。津波避難施設の避難階（1階）は地上11mに設定し、約200人強の避難者が一時的に滞在する想定。令和7年11月に着工し令和9年3月竣工予定
- ・ 冬季に備えて屋内空間を確保し、備蓄倉庫には食料や飲料水、非常用トイレ、毛布や簡易寝袋、暖房器具などの低体温症防止資器材、照明や情報収集等のための非常用発電機等を配備予定
- ・ 屋内空間は平時に防災教育および防災啓発を行う施設としての活用を想定

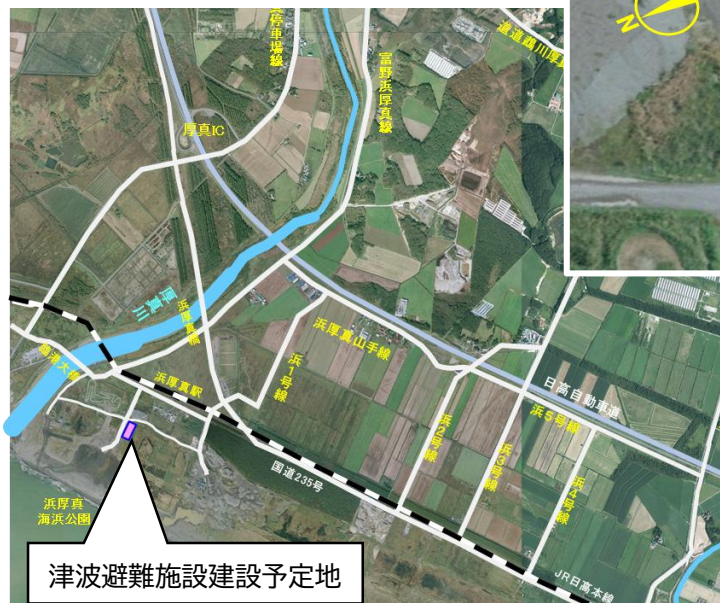


図 浜厚真地区津波避難施設の建設予定位置
(出典：地理院地図をもとに作成)



<配置図>
(出典：地理院地図を加工して作成)



図 浜厚真地区津波避難施設の整備イメージ

I 円滑な避難の確保

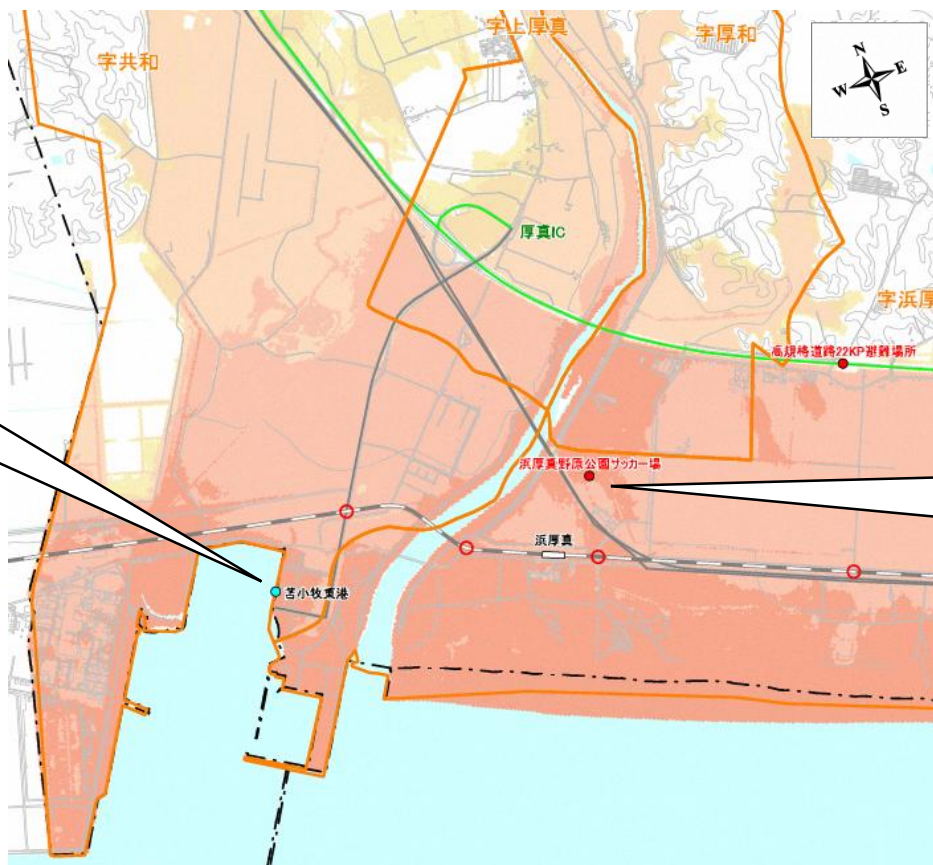
1 避難場所、避難所の確保

【浜厚真野原公園の津波避難施設（複合施設）の整備】

- ・野原公園の周辺住民や事業所従業員、野原公園サッカー場の利用者を収容する津波避難施設の設置を検討
- ・既存施設の機能拡充と避難機能を複合的に組み合わせた施設整備の可能性を検討

【厚真川右岸地区における民間事業者との連携による津波避難施設の設置】

- ・厚真川右岸における避難支援が必要なフェリーターミナル周辺において、町が津波避難施設を直接整備することは困難であるが、民間事業者との連携により避難環境の整備の可能性を検討



フェリーターミナル
・民間事業者との連携による整備

浜厚真野原公園
・既存施設の機能拡充
・避難機能の組合せ

図 浜厚真野原公園、フェリーターミナルの津波避難施設整備の検討

I 円滑な避難の確保

1 避難場所、避難所の確保

2) 指定緊急避難場所の整備

○高規格道路避難ポイントの追加整備

- ・国土交通省北海道開発局室蘭開発建設部が厚真町厚和地区にある高規格道路（日高自動車道）に避難ポイントを新たに整備（令和9年度完成予定）
- ・避難ポイント整備後、町が指定緊急避難場所として避難時の酷暑・厳冬期への対策資材を備えた備蓄倉庫の設置、避難ポイントへ避難後の救助・連絡体制の構築を検討

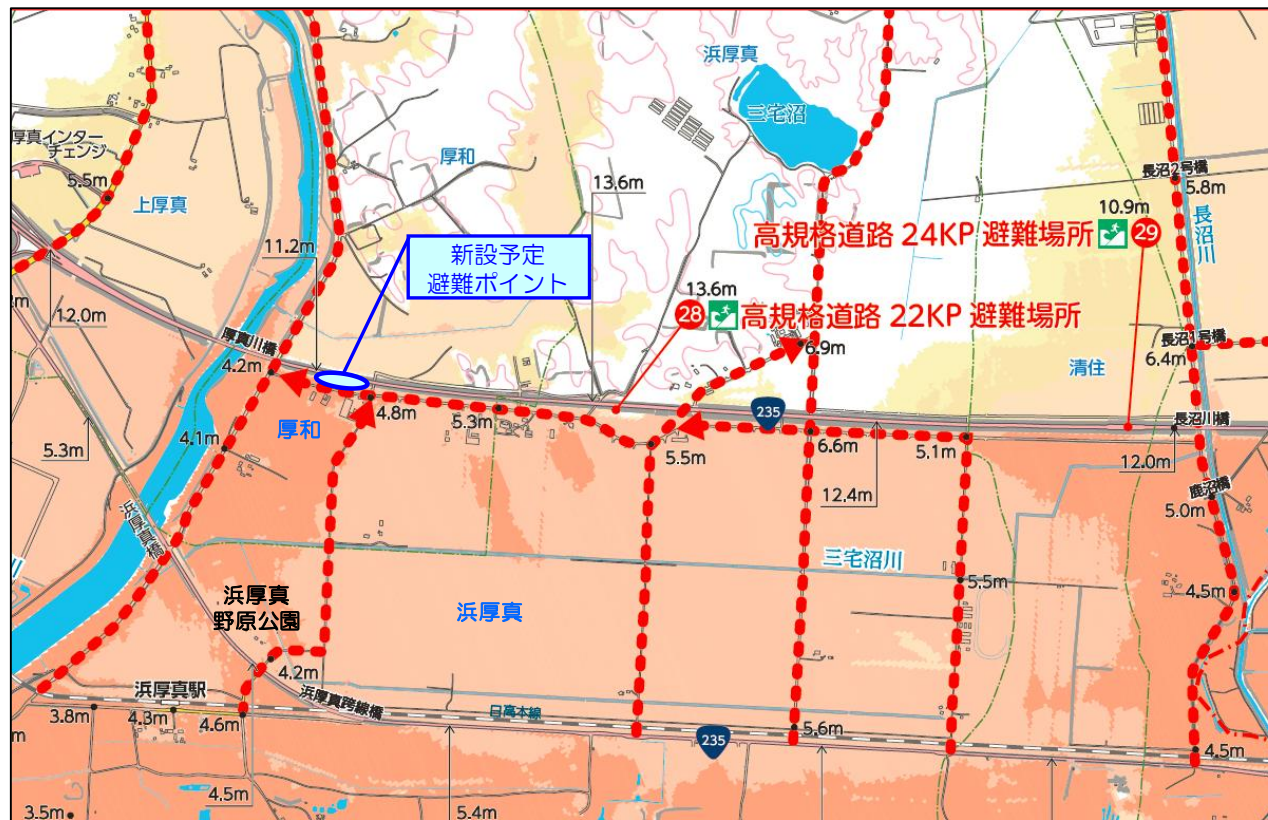


図 高規格道路（日高自動車道）避難ポイントの追加整備箇所

お知らせ

本年3月に新しく日高自動車道に設置されました「高規格道路24KP避難場所」の津波避難時における扉の開放（開錠）要領についてお知らせします。
津波で避難する際は、下記の要領で開錠・開放し、避難してください。

＜注意＞
※ 自動車専用道路へ「みだりに立ち入ること」は法律で禁止されています。
※ 津波による緊急避難時以外は、立ち入ることができません。

＜津波の緊急避難場所＞ 高規格道路24KP避難場所全体

※入口からスロープに沿って、台の上まで登れます。
※台の上の標高は10.9mで、付近の浸水想定は5m前後で浸水はしない想定となっています。

＜扉の開放（開錠）の要領＞

- ① 通常は、左のように鍵がかかった状態
扉の左側にある四角いボックスの透明アクリル板を押し外す（壊す。）
- ② 円（かんぬき）のストッパーを左に回転させ、円（かんぬき）をボックス側に引き込み開錠する。

※シリンダー錠はかかったままですが、開錠できます。

ご質問などは、厚真町役場総務課防災グループ（27-2481）まで、ご連絡ください。

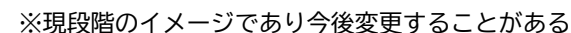
図 高規格道路避難ポイントの利用方法の啓発チラシ

2 避難路、避難経路の確保

1) 避難路の整備

○浜1号線、浜3号線の整備

- ・ JR日高本線以南の浜厚真地区の住民や浜厚真海岸・浜厚真野原公園の利用者が、災害時に利用する避難経路として3ルートを選定
- ・ 浜1号線～浜厚真山手線～浜3号線は、道路幅の拡幅（浜1号線）や一部区間の舗装化（浜3号線）などの整備を進める方針



I 円滑な避難の確保

3 災害時の情報伝達の充実

1) 避難誘導サインの充実

- ・ 浜厚真海浜公園のトイレ、新設する津波避難施設、浜厚真駅、浜厚真野原公園など、人が集まる場所や利用する施設に総合案内看板を設置。避難方向を示す矢印の看板、避難先を示す看板の設置など、令和8年度に約50箇所の設置を予定
- ・ 主要な看板には夜間にライトなどの反射により発光する蓄光看板の採用を検討



【通常時】



【暗闇発光時】



【暗闇反射時】

<蓄光看板のイメージ>

<想定浸水深（基準水位）の
看板のイメージ>



<総合案内看板のイメージ>



<避難経路を示した津波避難場所案内看板の例>
(南三陸さんさん商店街(宮城県南三陸町))
(写真提供: 東北学院大学 定池准教授)



<避難誘導看板のイメージ>

(出典: 「特集 新しい津波警報-内閣府防災情報のページ」)

写真 避難誘導看板のイメージ

3 災害時の情報伝達の充実

2) 情報伝達手段の整備

○多様な主体に対する複数伝達手段の構築

- ・夏期には多くの利用者が滞在する日もある浜厚真野原公園に防災行政無線（野外拡声器）を令和7年度に設置
- ・浜厚真地区のサーフィン等海上の利用者、運転中の方、携帯電話の電波の届きにくい場所にいる方などに対して、津波フラッグの設置、浜厚真津波避難施設にドローンの設置検討など、多重的な伝達体制を構築
- ・津波浸水区域の滞在者・居住者等との連絡手段の確立（双方の連絡窓口の把握・情報の更新など）を推進



写真 赤色回転灯付防災行政無線
(浜厚真海岸)



写真 千葉県一宮町
津波避難広報システム
(出典：千葉県一宮町ホームページ)

図 津波フラッグ
(出典：気象庁ホームページ)

I 円滑な避難の確保

3 災害時の情報伝達の充実

3) 津波避難情報の周知・活用体制の構築

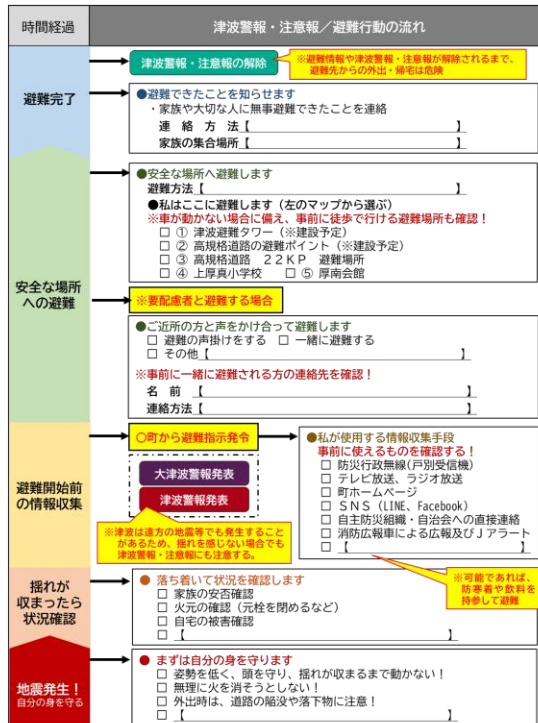
○津波避難カルテ（仮称）の作成・活用

- ・ハザードマップだけでは伝わりにくい具体的な「逃げ方」について、津波防災住民等懇談会において、避難の対象者別に避難施設（避難先）、避難路（ルート）、避難手段を示した避難パターンを整理。住民用の「私の避難カルテ（仮称）」、来訪者用の「浜厚真エリア利用者向け津波避難マップ」（案）を作成
- ・住民や来訪者に配布、説明する機会を設けるなどして、地区の津波避難意識を啓発。避難カルテは、夏期のサーフィンやサッカー、バギー大会等において、ワークショップなどを通じて内容の更新するなどの周知活動を展開する予定

私の避難カルテ（仮称）【浜厚真・厚和地区住民向け】



私の避難行動の流れ（災害時に行うことを事前に確認！）



【私の避難カルテ（仮称）（案）】

図 津波避難カルテ（仮称）のイメージ

【浜厚真エリア利用者向け津波避難マップ（案）】

I 円滑な避難の確保

4 要配慮者等避難に支援が必要な住民への対応

3) 広域避難などの多様な避難者への対応

○住民以外の避難者の受入

- ・令和7年のカムチャツカ半島付近の地震および青森県東方沖の地震に伴う津波避難対応では、むかわ町をはじめとする近隣市町村の住民や町内事業所からの避難者が本町の避難所に来訪
- ・住民・住民以外を問わず避難者の氏名・人数・連絡先等を迅速に把握できる受付体制を整備
- ・補完的な避難スペースの確保や、避難場所および避難所の再整理など、収容体制の充実を検討

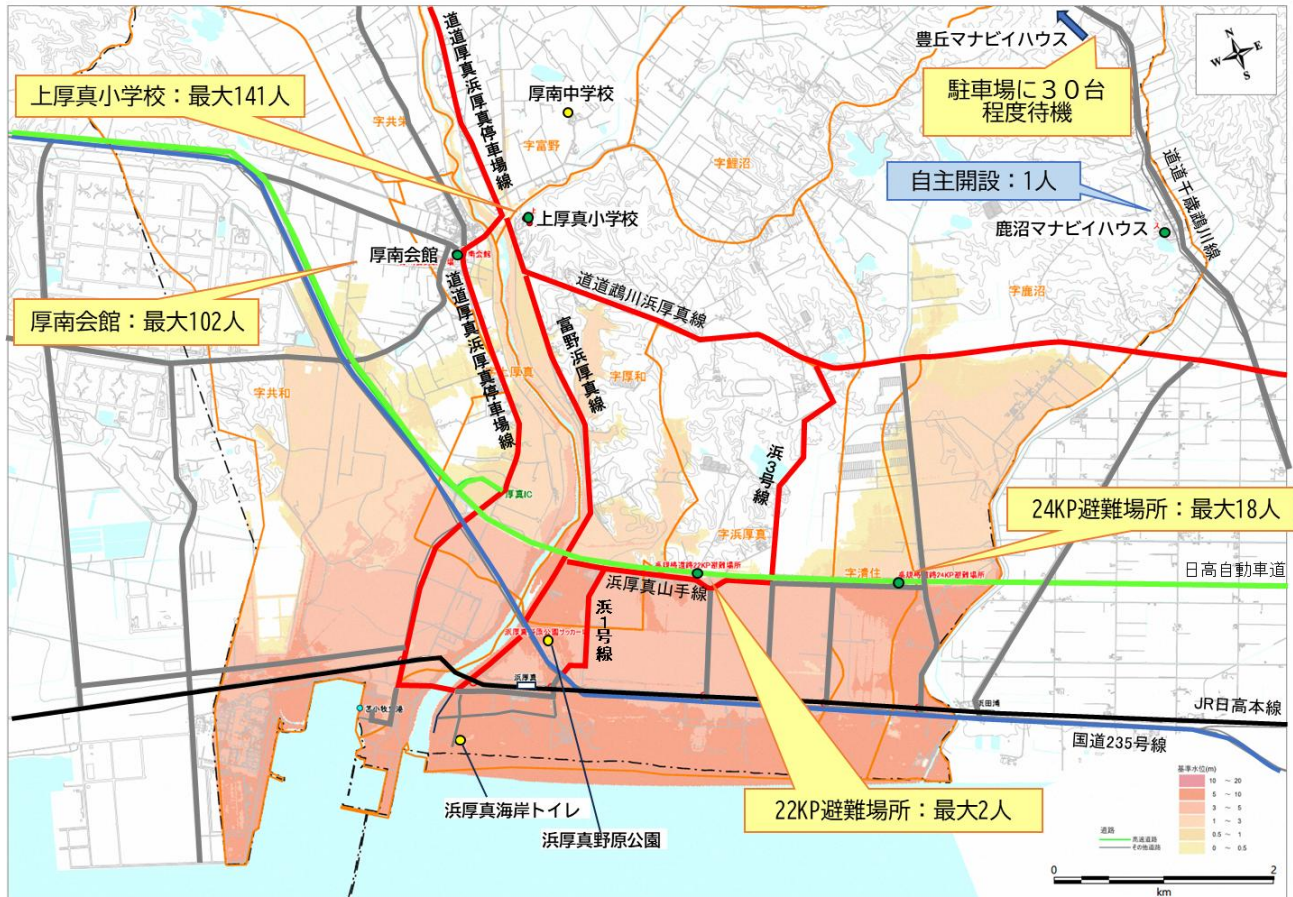


図 令和7年カムチャツカ半島付近の地震による避難者数

Ⅲ 津波への備え

2 自主防災組織等地域防災の担い手の育成

2) 地域防災人材の育成

○地域防災支援員の設置

- ・津波浸水想定区域など災害リスクが高い地域におけるコミュニティや自治会では、近年の人口の減少や高齢化も進んでいるなかで、共助としての地域防災力を向上させていくことが難しい状況。
- ・このような地域を対象に令和8年度より「地域防災支援員」を設置。
- ・「地域防災支援員」は役場と地域を結ぶ存在として地域に寄り添い、コミュニティ活動を通じて地域との関係性を構築するとともに、災害時に備えて例えば避難に支援が必要な方の状況把握や自主防災組織の活動支援、コミュニティ活動のなかに防災を取り入れるなど地域の「平時の備え」をサポートしていく存在となることを目指す。
- ・あわせて平時は、厚北地域防災コミュニティセンターならやま、防災備蓄倉庫、**浜厚真津波避難施設（整備中）**など防災施設の管理を行う他、施設見学などのイベントを通じて防災意識の醸成に努める。



写真 コミュニティ支援活動
(厚北地域防災コミュニティセンターならやま)



写真 自主防災組織の活動支援



写真 防災備蓄倉庫の見学